

24空公示第7-3号
令和7年6月25日

令和7年度、8年度及び9年度における「小型無人機妨害器材の整備等に関する役務」の契約希望者募集要項（公募）

令和7年度、8年度及び9年度における「小型無人機妨害器材の整備等に関する役務」に係る契約について公募を実施するので、参加希望者は下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

分任支出負担行為担当官

第24航空隊小松島航空基地隊経理班長

記

1 調達品目等

小型無人機妨害器材の整備等に関する役務
（内訳は別表、募集対象機器表のとおり）

2 公募に参加できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。

（3）防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

（4）令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」及び四国地域の競争参加資格を有するか、又は申請中の場合は資格決定後速やかに提出できる者であること。

（5）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

- (6) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- (7) 当該役務の能力を有し、不具合発生時に迅速かつ継続的に対応可能であること。
- (8) 当該役務に必要な計測器、試験装置及び専用治具等を有する者であること。
- (9) 当該役務に必要な所要の貸付品及び寄託品の保管倉庫又は同等の設備等を有する者であること。
- (10) 当該役務の遂行に必要な次の体制・能力を有する者であること。
 - ア 役務対象器材に関する専門的技術を有すること。
 - イ 役務対象器材に関する専門的知識を有すること。
 - ウ 履行に当たって製造会社等とライセンスその他技術援助協定を締結していること。
 - エ 整備等の実施に際して、技術援助協定が必要とされている場合は、契約履行時に当該器材の製造、整備会社等と、技術援助協定を締結していること。
 - オ 整備等の実施に際して、関連会社との連携が必要な場合は、契約履行時に十分な連携体制がとれていること。
 - カ 整備等に対応した能力を有する所要の技術者が確保されていること。
 - キ 整備等に必要な図面等の技術資料を有していること。
 - ク 整備等に必要な部品の準備体制が整っていること。
 - ケ 防衛省仕様書D S P Z 9 0 0 8又はI S O 9 0 0 1の品質管理能力を有していること。
 - コ 一般管理：安全、工程管理、品質保証及び保全に関する能力
 - サ 秘密を取り扱う場合は、秘密に属する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができること。

(11) 法令の認可

法令等の規定により官署等の許可又は確認を必要とする場合は、当該許可又は認可を受けていること。

(12) 下請業者への一部業務委託

当該役務の一部を下請業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本項第7号から第11号の項目を満たすこと。

3 参加表明書

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び次の各号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

(1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

※更新、申請手続き中の者はその旨を証明できる書面も提出すること。

- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
- (3) 誓約書、証明書、保証書その他前項第6号を証明する書類

4 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

次に示す項目について、別紙に示す作成要領により提出するものとする。

ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更のない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、第1号アからウに示す資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア 過去5年間ににおける最新の検査・修理実績（実績がない場合は省略可）

イ 第2項に規定する設備並びに体制・能力を証明する書類（組織図、動員計画、品質管理体制、修理体制、修理工程、安全体制等）

ウ 下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

なお、委託する業務によっては、第2項に規定する設備及び体制等を証明する書類を添付すること。

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

5 参加証明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

第24航空隊小松島航空基地隊経理班契約係

〒773-8601 徳島県小松島市和田島町字洲端4番3号

0885-37-2111（内線575）

(2) 提出期間

令和7年6月25日（水）～令和7年7月25日（金）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(4) 提出部数

参加表明書 2 部、技術資料 2 部

- (5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。
- (6) 募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。

6 技術資料の審査等

- (1) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊・機関の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊・機関の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立入りを含め調査に協力しなければならない。

7 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、支出負担行為担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

第 2 4 航空隊小松島航空基地隊経理班契約係

イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする

- (2) 支出負担行為担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日以内（土、日及び祝日を除く。）に書面をもって申し立てることができ、支出負担行為担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（土、日及び祝日を除く。）に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

- イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力を要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合は、速やかに報告すること。
 - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの支出負担行為担当官等に行うことができる。

10 その他

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

募 集 対 象 機 器 表

番号	調達予定品目	募集項目		
		調査	点検整備	修理
1	小型無人機妨害器材	○	○	○
1-1	器材本体			
1-2	Getac (操作端末)			
1-3	本体用接続ケーブル			
1-4	本体取付金具			
1-5	レーダー用電源供給器材			
1-6	スマートハブサーバー			
1-7	光学カメラ			
1-8	レーダー取付金具			
1-9	カメラサーバー			
1-10	表示用サーバー			
1-11	レーダー用接続ケーブル			
1-12	サーバー取付金具			
1-13	レーダー			
1-14	表示・操作端末			
1-15	GPSアンテナ			
1-16	スマートハブ			

(記入例)

〇〇. 〇〇. 〇〇

分任支出負担行為担当官

第24航空隊小松島航空基地隊経理班長 殿

(株)〇〇〇〇

代表取締役社長

〇〇



印

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

番号	調達予定品目	募集項目		
		調査	点検整備	修理
1	小型無人機妨害器材			
1-1	器材本体			
1-2	Getac (操作端末)			
1-3	本体用接続ケーブル			
1-4	本体取付金具			
1-5	レーダー用電源供給器材			
1-6	スマートハブサーバー			
1-7	光学カメラ			
1-8	レーダー取付金具	○	○	○
1-9	カメラサーバー			
1-10	表示用サーバー			
1-11	レーダー用接続ケーブル			
1-12	サーバー取付金具			
1-13	レーダー			
1-14	表示・操作端末			
1-15	GPSアンテナ			
1-16	スマートハブ			

(注：部分的な応募等補足事項がある場合は適宜記載して下さい。)

関連文書：24空公示第7-3号(令和7年6月25日)

- 添付書類：1 資格審査結果通知書(全省庁統一資格の写し)
 2 令和〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書
 3 技術資料一式